

登別市火災予防条例の一部が改正になりました。

平成 25 年 8 月 15 日 京都府福知山市の花火大会会場において、発電機用ガソリンの携行缶の不適切な取扱いにより、多数の死傷者を出す大変痛ましい火災事故が発生しました。

この火災を契機に、消防法施行令の一部を改正する政令が公布され、対象火気器具等の取り扱いに関する火災予防条例の基準が改正されました。

改正された基準では、**祭礼、縁日、展示会、花火大会その他の多数の者の集合する催し**において火災が発生した場合には、初期消火が極めて重要であることから、**対象火気器具等を使用する場合には、消火器を準備した上で使用することが義務付けられました。**また、**対象火気器具等を使用する露店等を開設しようとする場合には、事前に消防署へ届出を義務付けられました。**この届出により、使用する対象火気器具や消火器の準備状況など、消防が事前に把握し必要に応じて指導を行います。

○ 消火器の準備について

屋内・屋外を問わず、次の対象火気器具等を使用する催し等には消火器の準備が必要になります。

- 1 液体燃料を使用する器具 例) 自家用発電機、石油ストーブ
- 2 気体燃料を使用する器具 例) ガスコンロ、ガスストーブ
- 3 固体燃料を使用する器具 例) かまど、炭火コンロ
- 4 電気を熱源とする器具 例) 電気コンロ、電気ストーブ

※ 準備する消火器は粉末式消火器（ABC）となります。

原則として 1 器具に対して 1 本の消火器が必要となりますが、消火器の本数、大きさなどはお問い合わせください。

○ 露店等の開設に対する届出について

対象火気器具等を使用する露店等が開設される場合、届出が必要になります。

届出が必要な催し等として、〇〇祭り、〇〇学校祭、〇〇町内会祭り等が対象となりますが、近親者のみで行うバーベキュー、幼稚園で父母が主催する餅つき大会のように、相互に面識がある者が集まる催し等は対象外になります。

**近親者のみで行うバーベキュー
などでも火災の危険は存在します
ので、水バケツなどを用意しましょ
う！
ご協力をお願いします！**



《お問い合わせ》 消防本部総務グループ予防担当

(電話) 0143-85-9611 (メール) firedep@city.noboribetsu.lg.jp